

医療法人社団 平真会 薬師堂グループホーム澄 運営規程

(介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 平真会が運営する「薬師堂グループホーム澄」(以下「事業所」という)が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業従事者が、要支援、要介護であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の従事者は、要支援、要介護であって認知症の状態にあるものに対し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように入浴、排泄、食事の介護等その他必要な援助を提供する。
- 2 事業の実施にあたっては、練馬区、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等措置を講ずるものとする。
- 4 事業者は指定認知症共同生活介護(指定介護予防認知症共同生活介護)を提供するに当たっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行なうよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称：医療法人社団 平真会 薬師堂グループホーム澄
2. 所在地：東京都練馬区向山1丁目14番16号 2階から3階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（介護職と兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 3 介護従事者 7名以上
介護従事者は、利用者に対し介護計画に基づき、事業を提供する。

（事業の利用定員）

第5条

事業所の利用定員は、9名とする。

（事業の提供方法）

第6条

- 1 事業の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で、介護計画を作成しその介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知の状況を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、又、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的環境の中で生活を送ることにより、達成感や満足感を得られ、自分自身を回復できるよう配慮する。
- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するように努める。
- 3 当該事業所における年間事業計画及び日程については、別紙の通りとする。
- 4 サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者および家族に対し、サービス提供方法の説明を行う。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

（介護計画の作成）

第7条

- 1 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目的当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画を利用者に交付するものとする。
- 4 計画の作成後においても計画の実施状況の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第8条

- 1 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。

(短期利用共同生活介護)

第9条

- 1 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、4日以上利用の場合は当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、事業が法定代理受領サービスである時には、その自己負担割合とする。
家賃・食費・水道光熱費・日常生活費は自己負担とする。
- 2 上記にかかる費用の徴収に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。
- 3 その他、日常生活にかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度、利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 上記にかかる費用の額は、別紙料金表に定める額とする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第11条

- 1 利用者が、事業を利用するにあたり、日常生活ルールを守り生活していただくよう、利用者及びその家族に対し説明を行う。
- 2 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連

携を図ることとする。

(非常災害対策)

第 12 条

事業を提供するにあたり、非常災害に備えるために、消防計画を作成し、避難訓練等を次の手順で行うこととする。

- (1) 防災管理者は事業所管理者とし、火元責任者を定める。
- (2) 防災管理者は日常点検計画を作成し、日常点検を自主的に行う。
- (3) 非常火災設備は定められた期間ごとに保守点検業者に依頼し、防災管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、災害を最小にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防災管理者は消防計画に基づき、従業員及び利用者に対して防火教育、消防訓練を行う。
- (7) その他、災害防止対策については、消防署と協議のうえ必要な対策をとる。

(協力医療機関等)

第 13 条

- 1 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の急変に等に備えるために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所はサービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援の体勢を整えるものとする。

(衛生管理等)

第 14 条

- 1 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又蔓延しない様に次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の予防のための対策検討する委員会（リモート等を活用して行なう事ができるものとする）おおむね六か月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整行書する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条

- 1 事業所は利用者の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（リモート等を活用して行なう事ができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果については従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止する為の定期的な研修の実施

(4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置者は、サービス提供中に、当該事業従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報するものとする。

(身体拘束)

第16条

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。やむを得ず身体拘束を行なう場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（リモート等を活用して行なう事ができるものとする）を3ヶ月に1回以上開催するとともにその結果について介護職員その他の従業者に対し、周知徹底を図るものとする。
 - (2) 拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は定期的に事業継続計画の見直しを行ない必要に応じて事業継続計画の変更を行なうものとする。
- (その他運営に関する留意事項)

第18条

- 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険ある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 3 上記守秘義務は、従事者がその業務から離れた場合にも保持します。
又、この旨を従事者と事業者間の雇用契約の際、取り決めするものとする。

(その他事業の質の確保に関する事項)

第 19 条

事業は、質の確保に努めるために次の点に重点を置いてサービスの提供を行う。

- 1 利用者又はその家族に適宜情報提供及び情報公開を行う。
- 2 地域交流室を活用し、地域の方々やボランティアとの交流を深め在宅介護を支援する。
- 3 医療機関との連携を密にする。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えてものにより
従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な処置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。